

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第14条第1項第4号の
承継許可の対象とする漁業

令和2年12月1日
福島県農林水産部水産課

- 1 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）
- 2 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）
- 3 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）
- 4 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））
- 5 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））
- 6 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））
- 7 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む）、しらすひき網漁業）
- 8 機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）
- 9 機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）
- 10 刺し網（流し網）漁業
- 11 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）
- 12 かご漁業（沿岸かにかご漁業）
- 13 かご漁業
- 14 かご漁業（沖合たこかご漁業）
- 15 かご漁業（はもかご漁業）
- 16 どう漁業
- 17 つぼ漁業
- 18 固定式刺し網漁業

（参考）

○福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一～三 （略）

四 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。）を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 （略）